

三郷市における空家等の利活用推進に関する協定書

三郷市（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策（以下「空家等対策」という。）を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の連携による総合的かつ効率的な空家等対策を実施するために、必要な情報の発信、空家等の発生の予防や利活用、住宅相談体制の構築など、空家等の市場への流通を促進するうえで必要な事項を定め、良好な生活環境の保全と地域の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市の区域内に存する建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 双方の連携による効果的な空家等相談窓口運営の実現
- (2) 空家等対策に関する情報発信の強化
- (3) 公共公益的な空家等の利活用に向けた調整の効率化
- (4) 空家等の利活用をはじめとする不動産流通の促進
- (5) 良質な住宅ストックの供給（空家等の発生の予防）
- (6) 空家等の適正管理への協力
- (7) 官民連携による取り組みの明確化
- (8) 前各号に掲げるもののほか、空家等の利活用を推進するために必要な事項

（甲が主体となって取り組む事項）

第4条 甲は、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 住宅相談事業の実施に関すること
- (2) 空家等の利活用に係る情報の発信に関すること
- (3) 空家等の発生の予防に係る啓発活動に関すること
- (4) 空家等の利活用に係る金融支援策の周知に関すること

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 空家等対策に係る研修を実施し相談対応者を選任すること
- (2) 甲が行う住宅相談事業の支援に関すること
- (3) 空家等の不動産流通の促進に関すること
- (4) 住宅性能向上リフォーム等の普及促進に関すること

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による協定の解除の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙及びその関係者は本協定に基づく取り組みを通じて知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。ただし、甲及び乙の取り決めにに基づく承諾を得た事項については、この限りでない。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に対し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

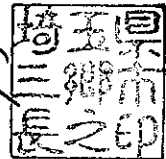
平成31年3月28日

(甲) 三郷市花和田648番地1

三郷市

三郷市長

木津雅晟



(乙) 草加市稲荷三丁目18番2号

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部

支部長

榎本隆雄

